

## ⇩ 自社製品を贈答した場合

**Q** : 当社は菓子の製造業を営んでいる法人です。この度自社の商品を、お得意先に対する贈答用に使用しました。この場合、交際費として計上する金額は、製品の原価でしょうか？それとも売価でしょうか？

**A** : 交際費として計上する金額は、製造原価（非製造業の場合は、仕入価格）となります。

### 【解説】

法人税法上の交際費は、得意先などに対する接待や贈答などのために、会社が支出する費用とされていますが、自社の製品を贈答用に使用した場合の、交際費に算入する金額は、その原価で計算すればよいこととされています。

したがってこの場合には次のような経理処理をすることになります。

交際費 / 製品（売上原価）

となります。なお、会社が得意先に製品を贈答した場合には、その旨を明らかにしておく必要がありますので、帳簿の摘要欄にその旨を記載しておいてください。

また、飲食店などが自分の店で、得意先の接待をするような場合も、売価でなく、原価（材料費・人件費など）で交際費を計算します。実際原価が正確にわからない場合は、（その飲食物の通常の料金×平均原価率）などの方法により算出した見積原価であっても、合理的に算出したものであれば、差し支えないこととされています。

